平成２２年（フ）第１１号
宮城県登米市迫町北方字新下谷地114番地１
債務者　加納真由美
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１２号
宮城県登米市迫町佐沼字萩洗１丁目９番地１
リベルテ萩洗Ｃ棟
債務者　佐々木由美
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第６２号
長野市川中島町原177番地７
債務者　髙橋ブンヤダ
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
長野県上田市緑が丘１丁目５番26号　県住Ｍ２－303号
債務者　清水　直哉
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３０号
長野県上田市蒼久保1316番地
債務者　金子　知子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第６号
北海道旭川市８条通７丁目2431番地の12
ロータリービル４Ｆ401
債務者　西谷　朝子（旧姓羽根）
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６号
北海道旭川市南５条通22丁目1975番地の325
ＳＯＵＴＨ５－22－103号室
債務者　後藤　勝春
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７号
北海道旭川市南５条通22丁目1975番地の325
ＳＯＵＴＨ５－22－103号室
債務者　後藤　　省
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８号
北海道旭川市東旭川町旭正314番地の４
債務者　山口　　修
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０号
北海道旭川市末広東３条３丁目２番19号　ハイツコスモス103号室
債務者　添田　俊彦
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目６番１－11号　第二神楽岡ニュータウン団地81Ｒ１－11
債務者　相原　雄二
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８１号
北海道富良野市北の峰町12番８号　サングリーン201
債務者　篠崎　量也
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８３号
北海道旭川市大町１条１丁目30番地　リブコート大町Ａ－206号
債務者　矢吹　真穂
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８４号
北海道旭川市末広３条４丁目８番７号
債務者　高橋　雄一
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８５号
北海道旭川市新富２条２丁目１番16号　デリフ新富、住民票上の住所北海道旭川市６条通17丁目82番地　三愛アパート103号室
債務者　松浦　　勝
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部